



# 鳥取県公報

平成12年2月4日(金)  
第7151号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録（保険課）…………… 1  
           漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の  
           届出（水産課）…………… 1  
           土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）…………… 2
- ◇ 公 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始（管理課）…………… 2  
           土地収用法による審理の開始（ 〃 ）…………… 3
- ◇ 調達公告 公募型指名競争入札の実施（3件）（企業局総務課）…………… 3
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（経営流通課）…………… 9

## 告 示

### 鳥取県告示第56号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 年 月 日
寺町 一樹	鳥医 5998号	平成12年1月13日

### 鳥取県告示第57号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第48条の2において準用する同令第46条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

届 出 事 項			漁業者調査の縦覧	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
気高郡青谷町大字長和瀬668-17 村中 収 気高郡青谷町大字長和瀬51 宮脇 悟 気高郡青谷町大字長和瀬152 中村 勲	鳥取中央青 谷加入区	漁業災害補償法 第104条第2号 に掲げる漁業	気高郡青谷町大字 長和瀬45-1 鳥取中央漁業協同 組合	平成12年2月4 日から同月18日 まで

**鳥取県告示第58号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、米子市蚊屋土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間  
平成12年2月4日から平成16年3月31日まで
- 2 施行地区  
米子市蚊屋字下亀田、字南亀田及び字清水の各一部
- 3 事務所の所在地  
米子市夜見町3076-50
- 4 設立認可の年月日  
平成12年1月31日
- 5 事業年度  
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法  
施行地区内の掲示板及び米子市に掲示して行う。

---

公 告

---

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成12年2月4日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 企業者の名称  
鳥取県知事
- 2 事業の種類  
一級河川日野川水系朝鍋川朝鍋治水ダム建設工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成12年1月18日
- 4 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有す

る関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所 在 地 番	地 目	全筆の地積(m <sup>2</sup> )		収用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (m <sup>2</sup> )	氏 名	住 所	氏 名	住 所		
		土地 登記 簿上 の もの	現況 土地 登記 簿上 の もの						実測	
西伯郡 会見町 鶴田字 上河原 廣	1229-2	原野	山林	219	219.98	219.98	岩宮義則	米子市花園町 15	な し	
〃	1229-3	原野	山林	72	72.15	72.15	〃	〃	な し	
〃	1238-3	田	田	183	246.08	246.08	〃	〃	な し	
〃	1390	田	田	25	33.64	33.64	〃	〃	な し	

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成12年2月4日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成12年2月7日(月)午後2時

2 場所

米子市末広町74

鳥取県立米子コンベンションセンター 第4会議室

3 件名

一級河川日野川水系朝鍋川朝鍋治水ダム建設工事

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 日野川工業用水道事業のうち浄水場機械設備工事（1工区）

(2) 工事場所 米子市八幡地内

(3) 工事内容

本件工事は、日野川工業用水道の水処理施設に係る機械設備を製作し、及び据付けする工事である。

## (4) 工事の詳細

水処理機械設備の製作及び据付け

## ア 沈殿池機械設備

急速かくはん装置

一式

緩速かくはん装置

一式

沈殿池ポンプ設備

一式

## イ 沈殿池集水トラフ設備

集水トラフ設置

一式

## ウ 排水処理設備

汚泥処理設備

一式

## エ 薬品注入設備

凝集剤注入装置

一式

アルカリ剤注入装置

一式

塩素剤注入装置

一式

(5) 工 期 平成12年3月から同年11月10日まで

(6) 予定価格 491,232,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（機械器具設置工事又は水道施設工事）の許可を受けていること。

(3) 平成10年鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事又は管工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評点が1,000点以上であること。

(5) 平成12年2月4日(金)から同月14日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成11年4月1日(木)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更正法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ア 平成2年度以降に、工業用水道の浄水施設における水処理施設に係る機械設備の製作及び据付けの工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績がある者。

イ 平成2年度以降に、工業用水道浄水施設に類似した水処理施設（上水道の浄水施設、下水道又は農業集落排水の処理施設等）に係る機械設備の製作及び据付けの工事（以下「類似工事」という。）を元請けとして施工した実績がある者。

(8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成2年度以降に、同種工事又は類似工事に従事した経験を有すること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（1級）の検定の合格証明書の交付又は技術士法（昭和58年法律第25号）第32条の規定による技術士（技術部門が機械部門又は水道部門であるもの）の登録を受けている者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する機械器具設置工事業又は水道施設工事

業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成12年2月4日(金)から同月14日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課業務係(鳥取県庁第二庁舎3階)

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

##### イ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課業務係(電話番号0857-26-7444)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工事名 日野川工業用水道事業のうち浄水場機械設備工事(2工区)

(2) 工事場所 米子市八幡地内

(3) 工事内容

本件工事は、日野川工業用水道の排泥施設に係る機械設備を製作し、及び据付けする工事である。

(4) 工事の詳細

排泥機械設備の製作及び据付け

沈殿池排泥設備

流入部固定式排泥装置	一式
ピット部固定式排泥装置	一式
走行式排泥装置	一式

(5) 工 期 平成12年3月から同年11月10日まで

(6) 予定価格 290,196,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（機械器具設置工事又は水道施設工事）の許可を受けていること。
- (3) 平成10年鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事又は管工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (5) 平成12年2月4日(金)から同月14日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成11年4月1日(木)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更正法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工した者に限る。
  - ア 平成2年度以降に、工業用水道の排泥施設に係る機械設備の製作及び据付けの工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績がある者。
  - イ 平成2年度以降に、工業用水道に類似した排泥施設（上水道の排泥施設、下水道及び農業集落排水の排泥施設等）に係る機械設備の製作及び据付けの工事（以下「類似工事」という。）を元請けとして施工した実績がある者。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 平成2年度以降に、同種工事又は類似工事に従事した経験を有すること。
  - イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（1級）の検定の合格証明書の交付又は技術士法（昭和58年法律第25号）第32条の規定による技術士（技術部門が機械部門又は水道部門であるもの）の登録を受けている者であること。
  - ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成12年2月4日(金)から同月14日(月)までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課業務係（鳥取県庁第二庁舎3階）

### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するもの

とする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課業務係（電話番号0857-26-7444）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 日野川工業用水道事業のうち配水池施設工事
- (2) 工事場所 米子市八幡地内
- (3) 工事内容  
本件工事は、日野川工業用水道の配水池施設の建設工事である。
- (4) 工事の詳細
  - ア 配水池築造  
鉄筋コンクリート造り半地下式：2池 一式  
(有効容量6,600 $\text{m}^3$ )
  - イ 場内連絡配管 一式  
口径1,350mm～400mm
- (5) 工期 平成12年3月から同年11月10日まで
- (6) 予定価格 443,718,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

- イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名の自主結成によるものとする。
- ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。
- エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでよいものとする。
- オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。
- ウ 平成10年鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- エ 平成12年2月4日(金)から同月14日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成11年4月1日(木)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更政法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- カ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
  - (ア) 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（1級又は2級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。
  - (イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が920点以上であること。
- イ 平成2年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している配水池施設の建設工事（以下「同種工事」という。）又はコンクリート重要構造物（橋りょう下部工等）の建設工事（以下「類似工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上の者に限る。
- ウ (2)のカにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事又は類似工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年2月4日(金)から同月14日(月)までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課業務係（鳥取県庁第二庁舎3階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ



## イ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課業務係（電話番号0857-26-7444）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとみとめられるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

---

雑 報

---

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成12年2月18日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成12年2月4日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 直 野 善 光

## ○法第9条第3項の届出に係るもの

## 1 届出者の名称

株式会社サンマート和光

代表取締役 梅林 哲郎

丸美惣菜株式会社

代表取締役 井田 昭雄

## 2 第二種代規模小売店舗の名称及び所在地

丸合西倉吉店

倉吉市生田348-1ほか

## 3 現在の閉店時刻

午後9時

## 4 繰下げ後の閉店時刻

午後10時

## 5 閉店時刻の繰り下げを行う年月日

平成12年5月31日